

平成28年

第4回市議会定例会 議案第24号

函館市下水道条例の一部改正について

函館市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市下水道条例の一部を改正する条例

函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「使用者が」を「使用者は，」に，「または」を「もしくは」に，「再開したときは，当該使用者」を「再開し，または汚水の区分もしくは使用形態（水道水による使用その他の公共下水道に排除する汚水の量の算定に必要なものとして管理者が定める公共下水道の使用形態をいう。第12条の2第2項において同じ。）を変更したとき」に改め，同条ただし書中「この」を「，この」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第12条第1項中「毎月排除した汚水の量に応じ，別表1に掲げる各区域」を「排除した汚水の量に応じ，別表に掲げる汚水の区分および公共下水道の区域」に改め，同条第2項を次のように改める。

2 使用料を算定する場合における1月とは，使用料の徴収上管理者が区分して定めるおおむね1月の期間をいうものとする。

第12条の次に次の2条を加える。

（基本料金の特例）

第12条の2 月の中途において，公共下水道の使用を開始し，休止し，もしくは廃止し，または休止しているその使用を再開した場合における当該月の基本料金の額は，別表に掲げる1月当たりの基本料金の額を30で除して得た額に使用日数を乗じて得た額（当該額が当該基本

料金の額を超えるときは、当該基本料金の額)とする。

- 2 月の中途において汚水の区分、公共下水道の区域または使用形態（以下「区分等」と総称する。）を変更した場合における当該月の基本料金の額は、変更前の区分等に応じた別表に掲げる1月当たりの基本料金の額を30で除して得た額に変更前の使用日数を乗じて得た額（当該額が当該基本料金の額を超えるときは、当該基本料金の額）および変更後の区分等に応じた同表に掲げる1月当たりの基本料金の額を30で除して得た額に変更後の使用日数を乗じて得た額（当該額が当該基本料金の額を超えるときは、当該基本料金の額）の合計額とする。
（超過料金の特例）

第12条の3 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、もしくは廃止し、または休止しているその使用を再開した場合における当該月の超過料金に基づき算定した額は、その1月未満の期間の汚水の量を1月当たりの汚水の量とみなして別表の規定に基づき算定した額とする。

- 2 月の中途において区分等を変更した場合における当該月の超過料金に基づき算定した額は、その変更による変更前の1月未満の期間については当該期間の汚水の量を1月当たりの汚水の量とみなして変更前の区分等に応じて別表の規定に基づき算定した額とし、その変更による変更後の1月未満の期間については当該期間の汚水の量を1月当たりの汚水の量とみなして変更後の区分等に応じて同表の規定に基づき算定した額とする。

第13条各号列記以外の部分を次のように改める。

第1項の汚水の量は、次に掲げる方法により算定する。ただし、同項に規定する算定の期間の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、もしくは廃止し、もしくは休止しているその使用を再開し、または区分等を変更した場合は、それぞれの場合における使用の態様を勘案して管理者が定める方法により算定する。

第13条第2号に次のただし書を加える。

ただし、家庭用井戸を使用した場合の使用水量は、使用者に係る当

該家庭用井戸の使用人数5人までを10立方メートルとし，1人を増すごとに2立方メートルを加えた量とする。

第13条を同条第3項とし，同条に第1項および第2項として次の2項を加える。

前3条の使用料の算定の基礎となるべき汚水の量は，管理者が定める隔月の期間ごとに算定する。ただし，管理者が必要と認めるときは，管理者が定める毎月の期間ごとに算定することができる。

2 前項の場合において，同項に規定する算定の期間の中途において，公共下水道の使用を休止し，もしくは廃止し，または区分等を変更したときにおける前項の汚水の量は，その都度算定する。

第19条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め，同条第5号中「または第8条」を削る。

別表2を削る。

別表1中

処 理 区 域				未 処 理 区 域				摘 要
基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		
汚水の量	料金	汚水の量	料金 (1立方メートルまでごとに)	汚水の量	料金	汚水の量	料金 (1立方メートルまでごとに)	

を

処 理 区 域				未 処 理 区 域			
基本料金(1月につき)		超過料金(1月につき)		基本料金(1月につき)		超過料金(1月につき)	
汚水の量	料金	汚水の量	料金 (1立方メートルまでごとに)	汚水の量	料金	汚水の量	料金 (1立方メートルまでごとに)

に，

14円 4銭	家庭用井戸を使用する場合の汚水については、5人までを10立方メートルとし、1人を増すごとに2立方メートルを加える。	14円 4銭
21円 60銭		21円 60銭
29円 16銭		29円 16銭
38円 88銭		38円 88銭
4円 32銭		4円 32銭

を に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第8条第1項に規定する悪質下水の排除を開始し、または同項に規定する悪質下水の量もしくは水質を変更し、その排除を休止し、もしくは廃止し、もしくは休止しているその排除を再開した場合における同条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第12条から第13条までおよび別表の規定は、平成29年5月以後の月分として徴収する基本料金の額および超過料金に基づき算定した額の合計額による使用料について適用し、同年4月までの

月分として徴収する基本料金の額および超過料金に基づき算定した額の合計額による使用料については、なお従前の例による。

- 4 改正前の第12条第2項および別表2の規定は、平成29年4月以後の月分として徴収する使用料については、適用しない。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

月の中途において公共下水道の使用を開始する場合等における下水道使用料の算定の特例を定め、および悪質下水の排除に係る下水道使用料の加算制度を廃止し、ならびに汚水の区分等に変更があった場合の届出に関する規定の整備等をするため